

台湾における慣習法の史的変容について

——「典」の外在的変容を主軸として——

宮 畑 加 奈 子*

目 次

はじめに

1. 典をめぐる錯綜
 2. 日本統治期の台湾における典の法規範化
 - (1) 台湾旧慣と慣習調査
 - (2) 台湾土地登記規則と典権
 - (3) 典、売買、胎
 - (4) 典権から不動産質へ
 3. 中華民法典と典権
 - (1) 民法典の成立
 - (2) 「不動産質」から「典権」へ
 - (3) 典権の性質をめぐる議論
 4. 2010年物権法改正と典権
 - (1) 典権規定改正の概要
 - (2) 典権の存廃をめぐる議論
 5. 結論に代えて
- おわりに

はじめに

近時の三度にわたる大改正を経て、現行台湾物権法はその容貌を一変させた観がある。まず最初に、抵当権、質権及び留置権などを含む担保物権に関する法案が審議され、2007（民国96）年に公布・施行された。続く2009（民国98）年1月12日には、物権総則及び所有権に関する改正案が立法院で可決され、同月23日公布、半年後に施行されている（民法物権編施行法24Ⅱ）。さらに用益物権及び占有についての改正案も97年12月に完成し、2010年2月に改正公布された。

このように全面改正を経た台湾物権法を概観

する際に、日本民法との比較においてその類似性に眼を見張ると同時に、さまざまな相違点もまた看取りうる。類似性については、現行台湾民法¹⁾でもある中華民法典の起草の際に、日本人法学者が参与し、ドイツ民法・スイス債務法・日本民法が多く参照されたことなどが影響しているようだが、相違点の一つとして、物権法各章の構成からは、日本民法には見られない典権という一章が独立して存在している点に自ずと目がいく。

清国統治期の台湾における典の制度は、日本統治期前半（特別統治主義期）において、台湾土地登記規則の制定の際に「典権」として慣習法化され、日本統治期後半（内地延長主義期）には、典権から不動産質権へと転化された。一方で、清朝末期に起草が開始された明律草案は、清朝滅亡後、中華民国期に至り中華民法典に受け継がれるが、その際に「典」を「不動産質」して扱うかあるいは「典権」として扱うかをめぐり物議をかもした²⁾。最終的には、不動産質権とは性質を異にする典権として規定されるに至るが、2010年の物権法改正の際には、かろうじてその命脈を保ったもの、すでに民法典から削除され、農育権として生まれ変わった永佃権よりも実務上の重要性はむしろ低く、典権の存在意義そのものに疑問を呈する意見も根強い。一方で、2007年に公布された中国物権法では、台湾での典権需要の低迷を理由に、典権の規定は草案段階で削除されており、典権に対する中台の認識の差異が露呈される結果となっている。本稿では、台湾における慣習法たる典の成文法

* 広島経済大学経済学部准教授

化の経緯を概観し（但し、多くを先行研究の成果に依拠しつつ）、直近の改正を経た現状について初歩的な考察を加えることを目的とする³⁾。

1. 典をめぐる錯綜

現行台湾民法における典権とは、典権者が典価を支払い他人（出典者）の不動産を使用・収益する権利であり、出典者が典価を典権者に提供して当該不動産の使用・収益権を消滅させ（これを回贖という）、出典者が回贖しない場合は、典権者が当該不動産の所有権を取得する（台湾民法第911条、923条）権利を指す。典権は、中国固有の慣習である「典」を成文化化したものとされる。

慣習たる典をめぐることは、既に多くの先行研究によって、成文化の過程における混迷ぶりが示されているが、その大前提として、そもそも中国固有の慣習たる典とはいかなるものであるかを概観しておく必要がある。以下、寺田浩明「中国近世における自然の領有」「清代中期の典規制にみえる起源の意味について」に依拠しつつ、典のイメージを再現するものとする。以下は、寺田前掲論文の引用である。

即ち、明清期社会において、業主と承典者の間に作られる典と、業主間で作られる賣買という二つの法律行為の間の関係は、同じ不動産質と買賣といっても、必ずしも近代における、所有権とその所有者の土地用益の一手法として所有権内部で行われる質権設定という対比とは完全には同一視得ず、むしろ典買二つの行為は基本的には同質の並列的な構成を持った。即ち、買主出典者は類似の契形式を持つ契據を立てて買主承典者に付執し、買主承典者はともに業主、つまりその正当な前占有収益者からの來歴的な正当性、具体的にはそうして與えられた私的契據を自らの権原の憑據として

占有収益を行う。両者の差異は、ただ典の場合は、権原付與者は、契約内容に従って、随時或は設定された「典限」後、原典價を以てその権原付與を抹消することが出来る（それを「回贖」と言い、またそうした取り消し得る關係一般を人々は總稱して「活」と呼んだ）のに對し、賣の場合は一旦した権原付與を取り消し得ない（それを活に對して「絶」と呼ぶ）という形でのみ存在した。しかし典限後も回贖されぬ限りは契據に基づく正当な占有収益（管業）を續け得ること、承典者も業主と同様であり、また時に出典後、足し前を要求する代り回贖權を放棄する「找貼」「先典後賣」の慣行を通じて典と賣とは實際上においても單純な移行關係を持った。そして民地所有秩序は對國家の税糧負擔を自明視する中、そうした典賣共通する民間私契の來歴の連鎖、その中における業主・前主の活絶の権原付與と、付與された権原・來歴に基づく正当性の立證の相互尊重として基本的には保たれ、國家は、一方で税糧徵収の目的で土地の移轉を追尾し、他方でそうした私的來歴に基づく秩序の立證手續き上の限界に對應して起こる紛争に個別的に對應するという形でそれと外在的な接點をもっているにすぎなかった⁴⁾。

……「典」とは、田主＝出典者が、通例土地売買代価の半額ほどの金融を相手（錢主＝承典者）から無利子で受ける代りに、その間、相手に自己の土地の使用収益を許し、その間の借金利子と土地からの収益とが相殺されるという仕組みである。その契約の締結に当たっては、賣買と同様に、田主出典者が典契を定立して典価と交換に土地収益者＝承典者に手交する手續きが取られる。

そしてこれには期限を設定しない、つまり随時原典価を返して土地の請け戻し＝「回贖」（具体的には典契の抹消、承典者の追い出し）ができる形もあるが、通例は、契約に当たり三年程の「典限」という期限を付し典契にそれを書き込む。しかもこの制度の興味深いことは、承典者側、金を貸して（土地の用益をして）いる側には、その典限が到来しても回贖請求権、（土地を返すから）金を返してくれと請求する権利がないという点にある。むしろ典限設定の目的は、その期間中出典者側の回贖を禁止して承典者の土地用益を保証する点にあり、それ故、出典者は典限中は自由に田土を回贖し得ない半面、また期日がきてもさらに好むならその借金状態（土地用益を承典者にさせる状態）を好きにだけ続ける自由も持つ。しかしそれだけでは銭主＝承典者の側に金銭回収の必要が起きた場合に不都合なので、承典者がその地位を第三者に譲渡したり、自らその土地を再度出典したりして典価を回収する「転典」の手法が用意され、以上合わさって売買にまで至らない土地用益と土地金融をまかなうためのバランスのとれた制度が成り立っていた。

つまり中国近世には、機能的に見るならば所有者間で行われる土地所有権の帰属点の変更の行為と、その所有者が内部的に行う質権設定との二つの法律行為が存在し、それぞれが「売」と「典」という別個の名称で呼ばれていた。これが事の一面である。しかし注意すべきは、同時にこの典売二つの行為が他面では類似の行為と見られる側面を持ち、またその共通性が、当時の人々によっても時に明確に意識されていた点である。その境界に前述の「活売」概念が位置している⁵⁾。

上記論文では、「売」と「典」とは、「基本的に同質の並列的な構成」を有しており、その境界を形成しているのが「活売」権限の有無であること、現代の法観念でいう「売買」や「不動産質」とは完全に同一のものではないことが強調されている。同一の土地に重畳的な人の関与が認められていた当時において、唯一の「所有者」ではなく、複数の人がいわゆる「業主」として称され得るものとされた。土地への関係性の強弱により、それぞれの関与者の権限が決定される機制は、人籍（戸籍）・地籍の整備と国家による土地行政や個人所有権への保護が可能となった現代とは、当然ながらその趣を異にしよう。清代における典の状況もまた、国家に対する税糧の負担者を確定するための制度と土地に対する占有収益権原の正当性を主張するための民間の制度との間で、絶妙の緊張関係が保たれていたものといえよう。さらにいえば、当事者間における典の機能は、意思自治の自由を幅広く認めた古典的、伝統的な権能であり、この当事者の意思による決定の自由こそが、後に用益物権としての典権に移行していく最大の要素であったともいえよう。

ただし、上述の引用は、清代の典、かつ中国での典について書かれたものであり、台湾における典の慣習については、台湾における一次資料を読み解く作業が必要となることは言を俟たない⁶⁾。

筆者の能力の限界もあり、再び先行研究に依拠しつつ、日本統治期初期の典の慣習法化の過程について、その大まかな概要を以下記すものとする。

2. 日本統治期の台湾における典の法規範化

(1) 台湾旧慣と慣習調査

1895年に始まる日本の台湾領有は、1894年に調印された欧米列強との条約改正の準備時期と

も重なり、台湾法制の基礎を確立する上で、その影響を免れえなかった。新条約の改正準備が整ったことのイギリスへの通告期限である1898年7月16日⁷⁾に台湾に公布されたのが民事商事及刑事ニ関スル律令であった。このように、いわば新条約の実施に関連する措置として台湾に公布された民事商事及刑事ニ関スル律令であったが、土地に関する権利については、日本民法物権編ではなく台湾の旧慣⁸⁾という不安定なものに依拠した結果、一大論争を惹起することとなる。なお、後に1908年律令第一号台湾民事令にも、旧慣の適用に関する規定が置かれることとなるが、関連条文の一部抜粋は次のとおりである。

1998 (明治31) 年 7 月 16 日 律 令 第 八 号 民
事 商 事 及 刑 事 ニ 関 ス ル 律 令

第一 条 民事 商 事 及 刑 事 ニ 関 ス ル 事 項 ハ 民
法 商 法 刑 法 民 事 訴 訟 法 刑 事 訴 訟 法 及 其 附 属
法 律 ニ 依 ル 但 左 ニ 掲 ク ル 事 項 ハ 別 ニ 定 ム ル
マ テ 現 行 ノ 例 ニ 依 ル

一 本 島 人 及 清 国 人 ノ 外 ニ 関 係 者 ナ キ 民 事
及 商 事 ニ 関 ス ル 事 項

二 本 島 人 及 清 国 人 ノ 刑 事 ニ 関 ス ル 事 項

同 上 施 行 規 則 第一 条 土 地 ニ 関 ス ル 権 利 ニ
付 テ ハ 當 分 の 内 民 法 第 二 編 物 権 ノ 規 定 ニ 依
ラ ス 舊 慣 ニ 依 ル

1908 (明治41) 年 律 令 第一 号 台 湾 民 事
令

第 四 条 土 地 ニ 関 ス ル 権 利 ニ 付 テ ハ 民 法 第
二 編 物 権 ノ 規 定 ニ 依 ラ ス 舊 慣 ニ 依 ル 但 シ 土
地 ニ 関 シ 特 ニ 定 メ タ ル 規 定 ノ 効 力 ヲ 妨 ケ ス

1901年に発足した臨時台湾旧慣調査会は、1919年の同会解散まで調査結果の報告書を相次いで出版した。中でも『台湾私法』（1910-

1911)は清代台湾の慣習を留めた資料として現在でもその評価は高い。旧慣調査の最終報告書として位置づけられる『台湾私法』の最終的な記述が、当時のさまざまな議論を反映しており、その編纂過程自体が重要な意義をもち、当時交わされた議論が、現在に至ってもなお決着をみていないことは、西英昭『「台湾私法」の成立過程』が夙に指摘するところである。

なお本稿の主題である典について、『台湾私法』では、以下のように記されている。

第一編 不動産

第一章 不動産権

第四節 典権

第一款 典の性質

第一項 典の意義

台湾ノ舊慣ニ於テ典ト稱スルハ債務者カ金
錢ノ貸與ヲ受クルニ對シ其引當トシテ債權
者ヲシテ不動産ノ占有使用収益ヲ爲サシム
ルノ關係ヲ云フ然レトモ元來典ニハ廣狹ニ
於テハ動産不動産ノ質入ノミナラス妻妾奴
婢ノ質入ヲモ亦之ヲ包含ス律文ニ「典買田
宅」「典當田房」又ハ「典雇妻女」トアルモ
ノ是ナリ狹義ニ於テハ典ハ不動産質ノミヲ
指シ動産質ハ典ニ對シ當又ハ押ト稱スルヲ
當トス然レトモ又時ニ動産質ヲ典ト稱スル
コトナキニ非ス例之福建省例ニ大典小典ト
アルハ動産質ノ區別ナリトス茲ニ説述スル
典權ハ狹義ニ於クル典ニシテ即不動産質ノ
ミニ關ス台湾ニ於テハ典ニ代フルニ陝字ヲ
以テシタル例少カラスト雖モ之粵族間ニ於
ケル用例ニ過キス

台湾ニ於テハ不動産ヲ提供シ典價ノ交付ヲ
受クル者ヲ出典者ト云ヒ典價ヲ供出シタル
者ヲ承典主ト云フ又前者ヲ業主又ハ原主ト
云ヒ後者ヲ典主又ハ銀主ト云フ或ハ此用例
ニ反シ往々出典者ヲ典主ト云ヒ承典者ヲ銀
主ト云フモノアルモ正當ノ用法ニアラス

支那古代ニ於テハ典ノ名ヲ用ヒシテ質ト稱シ其之ヲ典ト稱スルニ至リタルハ漢以後ニ在ルカ如シ而シテ年代ヲ經ルニ從ヒ常ニ典字ヲ用ヒ質ノ名ハ殆其跡ヲ絶ツニ至レリ然レトモ康熙字典ニ依レハ典ノ字義中物ノ質入廼意義アルヲ見ス故ニ清国ニ於テモ物ノ質入ヲ稱シテ典ト稱スルハ俗用タルニ過キサルモノノ如シ我邦ニ於テ質ト稱スルハ支那古代ノ稱呼ニ從ヒタルモノニシテ却テ其正ヲ得タルモノカ台湾ニ於テモ質借、質當、質押等ノ文字ハ今尚往々見ル所ナリト雖モ此等ハ次節ニ記スヘキ胎借ト同様ノ意義ニ用ヒラレ若クハ主トシテ動産ノ質入ヲ指スモノトス

當ハ主トシテ動産ノ質入ヲ指ス質屋ヲ當舖ト稱シ之ニ賦課スル税銀ヲ當税ト稱シ又官許ヲ得シテ質取ヲ爲スヲ私當舖ト稱スルノ類ナリ然レトモ不動産質モ亦當ト稱スルコト無キニ非ス律文ニ「典當田房」ト云ヒ田房ノ質入ヲ指ス台湾ニ於テモ亦典ト同様ノ關係ヲ稱スルニ當水田契、當大租銀字等ノ名義ヲ以テシタルモノアリ

押モ亦主トシテ動産ノ質入ヲ指シ質押、胎押等ノ語アリ然レトモ胎押トアルハ胎借ヲ指スモノ多シ

又台湾ニ於テハ典關係ヲ賃ト稱シ一賃五年又ハ賃滿之日ト云フカ如キ往々見ル所ナリ⁹⁾

さらに、第三項 典の内容 (二) 典ノ沿革
(4) 現今ニ於ケル典ノ効力においては、以下のように結ばれている。

……要之典ハ其初ニ於テハ權利移轉ヲ目的トスル賣買ノ一種ニシテ漸ク變シテ擔保ノ爲ニ一時他人ノ物ヲ留置スル信用行爲ト爲リ典權ハ期限附業主權ヨリ變シテ擔保權ト爲リタルモノトス唯其擔保權タルヤ物上

負擔タルヲ免レスシテ未之ヲ以テ純然タル債權擔保ノ權利ト爲スニ至ラサルト共ニ他方ニ於テハ尚全ク其舊套ヲ脱セス承典ハ信用行爲タルト同時ニ尚幾分カ之ヲ以テ賣買ト見ルノ觀念ヲ存シ即支那法ニ於ケル典ハ今日尚變遷進化ノ中途ニ在ルモノトス是其性質及効力ニ付不明ノ點多キヲ免レサル所以ニシテ而シテ從來ノ沿革ヨリ其進路ヲ推セハ將來一方ニ於テ全然賣買ノ性質ヲ失ヒ純然タル信用行爲ト爲ルト共ニ他方ニ於テハ純然タル債權擔保ト爲リ物上負擔ノ外ニ對人的請求權ヲ認ムルニ至ル可キモノタルヤ疑ヲ容レス

この最終的な記述に行き着くまでに、典の法的性質として、買戻特約付売買説、担保物權説(質權説)、用益物權説等が、また典主の典価弁済請求權の有無、典と賣の同一性、物上負擔の問題、找貼・別賣の方法等、さまざまな議論¹⁰⁾が尽くされるが、『台湾私法』において、典に関する論断はなされず、期限付売買、物上担保としてのみではあるが債權擔保の性質の具備などが列挙されるにとどまり、その内容は不明かつ今尚變遷中であると結ばれている。さらに旧慣調査に携わった人員の中には、後に滿州旧慣調査に参加した者もみられ、典に関する考察も『台湾私法』の刊行により終わりを告げたわけではなかった¹¹⁾。

(2) 台湾土地登記規則と典權

『台湾私法』からの引用文にも言及されるように、旧慣としての典を權利化する際に大きな影響を与えたのが登記法の施行であった。登記法を導入するに至った背景としては、以下のような事情があったとされる。

日本統治初期の台湾において、焦眉の急とされたのは、日清戦争後の国家財政を圧迫する植民地經營費の問題であり、フランスへの台湾売

却論さえ囁かれる中、台湾総督府は一刻も早く内地日本からの経済的独立を図る必要があった。このため着目されたのは、当時の日本においても主要な税収源であった地租と日本からの資本導入による経済振興策であった。しかし、貨幣や度量衡制度も統一されておらず、徴税制度の基礎となる地籍・人籍も未整備の状態では、台湾の財政独立という目的達成も不可能となる。そこでまず着手されたのが、台湾財政の基礎的の事業である土地制度改革であった。台湾総督児玉源太郎、民政局長（後に民政長官）後藤新平の時代に実現した一連の土地調査事業により、制度上においては、清朝統治期の複雑かつ重畳的な土地所持の状態は解消され、近代的な土地所有権の確定へと向かうことになる。土地調査事業により作成された土地台帳は、まず徴税のための基礎資料となり、さらに所有権や取引の保護のために不可欠な公示方法である登記制度の基盤ともなった。かくして、台湾における近代的土地登記制度の嚆矢となる台湾土地登記規則（明治38年律令第3号）は、1905（明治38）年5月25日に公布、同年7月1日から台湾に施行された。以下は、台湾土地登記規則の一部抜粋である。

台湾土地登記規則 第一条 土地台帳ニ登録セラレタル土地ニ関シ左ニ掲ケタル権利ノ設定、移転、変更、処分ノ制限又ハ消滅ハ相続又ハ遺言ニ因ル場合ヲ除クノ外此ノ規則ニ依リ登記ヲ為スニアラサレハ其ノ効力ヲ生セス但シ相続又ハ遺言ニ因ル場合ト雖登記ヲ為スニアラサレハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

- 一、業主権
- 二、典権
- 三、胎権
- 四、**賤**耕権

第二条 登記シタル典権又ハ胎権ヲ有スル

者ハ債務ノ担保ニ供セラレタル土地ニ付他ノ債権者ニ先チ自己ノ債権ノ弁済ヲ受クルコトヲ得

（中略）

第五条 前条ノ規定ニ依リ不動産登記法ヲ準用スル場合ニ於テハ業主権ニ付テハ所有権ニ、典権ニ付テハ質権ニ、胎権ニ付テハ抵当権ニ、**賤**耕権ニ付テハ永小作権ニ関スル規定ニ依ル

第六条 土地登記簿ノ用紙ニハ甲乙丙ノ三区ヲ設ク

甲区事項ニハ業主権ニ関スル事項を記載ス
乙区事項欄ニハ典権胎権ニ関スル事項ヲ記載ス

丙区事項欄ニハ**賤**耕権ニ関スル事項ヲ記載ス

（後略）

台湾土地登記規則の規定により、旧慣上の典にはさまざまな改変が施された。担保物権としての性質が明示され、不動産質権の規定が準用された他、優先弁済権、質権準用による競売請求権も認められるなど、日本における不動産質権に極めて近いものとなった¹²⁾。この旧慣の改変については、同規則施行後に刊行された『台湾私法』中においても、「……典ニ付テハ其文理解釈ヨリ云ヘハ恰典ノ性質ヲ一變シ之ヲ以テ債権擔保ノ物権ト爲シ典價ヲ以テ債権ニ屬スルモノトシ……」, 「『債務ノ擔保ニ供セラレタル土地』『自己ノ債権ノ弁済ヲ受クルコトヲ得』ト云フカ如キ文字ヲ用ヒタルハ立言ノ疎漏ナルモノニシテ……」, 「登記規則ナルモノハ從來存セル實體法ヲ變更スルハ其當然ノ目的ニ非サルカ故ニ其規定ノ不明ナル場合ニハ從來ノ實體法タル臺灣慣習ハ之ニ依リ變更スルハ其ノ目的ニ非サルカ故ニ其規定ノ不明ナル場合ニハ從來ノ實體法タル臺灣慣習ハ之ニ依リ變更セラレサルモノト解スルヲ以テ解釋ノ當ヲ得タルモノトスルニ

於テヲヤ」と評され、旧慣と同規則の内容の乖離については十分認識されていた¹³⁾。台湾の慣習、すなわち旧慣こそが実体法であり、登記規則によってこの実体法たる旧慣に変更をきたすのは、当該規則の目的ではないとし、典を債権担保の物権とする規定を置いた同規則に対する批判をにじませる内容となっている。

また、典を「其初二於テハ権利移轉ヲ目的トスル賣買ノ一種ニシテ漸ク變テ擔保ノ爲ニ一時他人ノ物ヲ留置スル信用行爲ト爲リ典権ハ期限附業主権ヨリ變テ擔保權ト爲リタルモノ」とし、売買契約の側面、担保物権としての側面、期間制限のある一時的な所有権ともいえる担保目的信託の側面について叙述されるなど、後述するように、典の現代化への課題をも包含する評価となっている点で、非常に興味深い。

(3) 典、売買、胎

台湾土地登記規則において、典が債務の担保とされ、質権の規定が準用規定とされたことからわかるように、典が担保物権に極めて近いものとして扱われていることは、前にも述べた通りである。胎については、1903（明治36）年律令第二号 勸業銀行ノ貸付ヲ為ス土地ニ関スル件により、抵当権に相当する債権担保物権としてすでに扱われていたが、登記規則の施行によりさらに典も担保物権と同等の扱いを受けるようになる¹⁴⁾。したがって、旧慣上の典、胎と登記規則に定められた「典権」「胎権」には、その性質上かなりの隔たりが生じた。

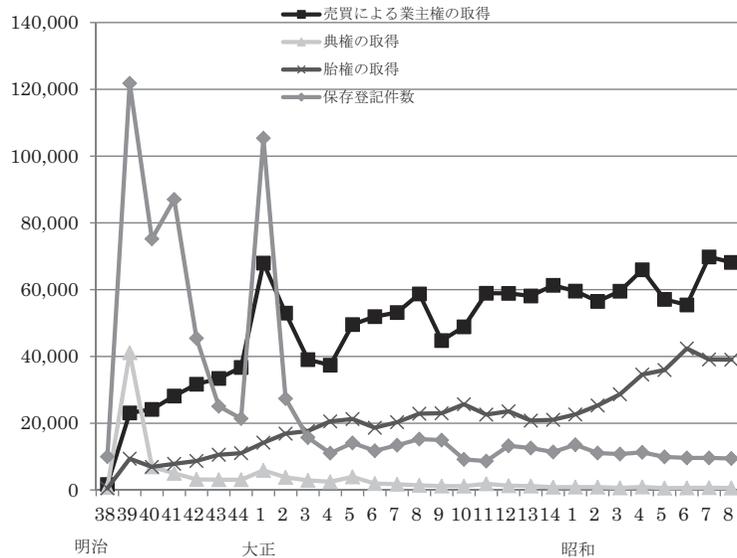
例えば胎については、「勸業銀行ノ貸付ヲ為ス土地ニ関スル件」の立法過程で、二典・二胎を禁止する条文が有意に削除され、予め日本民法上の抵当権の規定と抵触するような条文は極力避けられた。また旧慣上は禁止されていた二胎（第二抵当）についても、土地登記規則施行直後の決議により登記を認めるようになり¹⁵⁾、實質的に日本民法上の抵当権に限りなく近づくこと

になった¹⁶⁾。

旧慣上の典は付従性を有さない独立した物権であるとする議論も見られる中、土地登記規則により典価金を主たる債務とする担保物権とみなされたことで、旧慣上の「典」についても、登記された「典権」（すなわち担保物権的性質の典権）と登記されない「典」（未査定地・家屋・一部の権利上に設定された典権）の二種類を生じることになった¹⁷⁾。

また台湾土地登記規則の施行後、典と胎の社会的需要においても大きな変化が見られた。登記は非占有担保である抵当権の公示方法として不可欠のものであり、占有担保である不動産質に比して管理面の負担が軽減される抵当権は、土地の商品化の進展とともに急速に普及する傾向にあった。当時の登記件数の変化をみると、同規則附則第十三条により、典権及び胎権は同法施行後1年以内に登記をしなければ、「自己ノ有スル権利ヲ主張スルコトヲ得サルニ至リ不測ノ事態ヲ受クルコトナキヲ保シ難シ」¹⁸⁾とする総督の諭告を発するなどして大々的に宣伝を行ったためか、1906（明治39）年の登記件数は激増している。

しかしその後、明治39年には41,125件もの登記件数であった典権は、翌年1907（明治40）年には激減し、その後も年々減少の一途をたどっている。その理由については、旧慣上の「典」は、所謂「買戻約款付売買」であり、「祖先伝来ノ土地ヲ他人ニ売却ルヲ嫌フノ風盛ナリシ時代ニハ其流行ヲ見シニ相違ナキモ如此ハ買手ニ於テ永久多少ノ義務ヲ帯ブルガ為成然買値低ク双方不利不便ヲ見ルコト多キニヨ」ること¹⁹⁾、権利義務の錯綜した典より簡単な売買を選ぶようになってきたこと²⁰⁾等が少なくとも当時において挙げられている。事実、売買件数は登記規則施行後において爆発的に増加しているが、売買と典との間の法的な性質の相違をめぐる当時の論争とは別に、一般の人々が台湾土地登記規則



(台湾総督府統計書の数値を基に作成。なお典権・胎権については、大正12(1923)年以降それぞれ不動産質権・抵当権に権利の名称が変更された。)

図1 登記件数の変化

の規定に対し、どのような捉え方をしたかについては、さらなる分析を必要としよう。

典権とは対照的に、台湾登記規則公布後、「信用貸借以外確實ナル担保ヲ提供シ権利確保ノ機会ヲ与ヘタル」²¹⁾ ため、典権が激減し始める1907(明治40)年を境に胎権は急激な伸張を遂げる。1904(明治37)年「日本勸業銀行ノ貸付ヲ為ス土地ニ関スル件」で、台湾登記規則公布前に設定可能となった胎権であったが、当時はその催告手続が煩瑣なため殆ど利用されないまま終わっている。しかし、登記規則公布後は、その煩わしさが軽減されたためか、銀行融資においてその重要性は急速に高まっていった。管理が不要な胎権は、銀行融資を受ける際、利息が低く設定されたこともその普及の一因とされる²²⁾。

このような変化をもたらした要因として、典の内包する複雑な諸要素が、登記という公示方法を得たことで、担保的要素は抵当権に、用益目的の占有移転の多くが売買に移行し、先祖伝来の土地の売切りを嫌う者などは依然として典

の慣習を維持したという仮説も成りたつのではないだろうか。

かくて、『台湾私法』の編纂に象徴されるように、日本統治期前半の台湾においては特別統治主義が採られ、台湾総督府による台湾独自の法体系の整備が企図されたが、民族自決主義の潮流が世界的に伝播する中で、最終的には挫折せざるをえなかった。

(4) 典権から不動産質へ

特別統治主義から内地延長主義へと台湾統治の方向性が変化する中で、大正11年勅令第四〇六号「民事ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行スルノ件」及び勅令第四〇七号「臺灣ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件」により、1923(大正12)年1月1日以降、日本民法物権編及び不動産登記法が台湾においても施行されることとなった。従前の台湾土地規則により登記された典権についても、同令施行後1年以内に登記をすれば、日本民法上の不動産質権に転化され、物権的効力を認められた。

日本民法物権編の施行によって、物権法定主義の拘束の下、少なくとも制度上は、旧慣たる典権の新たな設定の道は断たれたことになる。ただ台湾土地登記規則の施行後間もなく典権の件数は激減し、すでに売買や抵当権にその座を取って替わられていたこともあり、不動産質権への転化の影響は日本統治期末期に至るまで極めて限定的なものであったと思われる²³⁾。

3. 中華民国民法典と典権

(1) 民法典の成立

現行民法典である中華民国民法典は、中華民国の中国大陸時代において1929年から1931年にかけて公布、施行された。起草に際しては、主としてドイツ、スイス、フランス、日本の民法典が参照されたが、中国固有の慣習とされる典の成文法化の過程では、その性質をめぐってさまざまな論争が惹起された。

清朝末期の法典編纂事業において民律第一次草案が起草された際には、担保物権として不動産質の規定は置かれたが、典権についての規定はみられなかった。草案中の不動産質の規定は、日本民法の不動産質の規定をほぼ踏襲したものであったが、流質禁止の規定はあえておかれなかった²⁴⁾。なお、この草案は、清朝崩壊により廃案となる。民国期における明律第二次草案には、不動産質権と典権の両方の規定が并存したが、現行民法に至り、不動産質権は削除され、典権の規定のみが置かれることとなった²⁵⁾。

以上のような経緯をたどった典権の章だが、中華民国民法典における典権の立法理由には、以下のように記されている。

「我が国の典権は古より存在し、この種の慣習は各地に見られる。蓋し典はただ找貼の方法によって、所有権を取得することができる。不動産質権において、質権設定者が弁済をしない場合に、質物を競売し、その

代価から償還を受けなければならず、手続が極めて煩瑣であるのと異なり、(典権は、)典物の価格が下落した場合、出典者はその回贖権を放棄し、典物の価格が高騰した場合には、找貼(典価と時価の差額の支払い)の権利を主張することができるという、自由裁量の余地を有しており、経済上の弱者の保護に資する。故に本法は本章の規定を特に設けるものである。」(和訳は、筆者による)

立法理由には、典権は不動産質とは異なる固有の慣習であること、典物価格の下落時の回贖権放棄や価格高騰時の找貼により経済上の弱者を保護するためのものであること、競売手続が煩瑣な不動産質権とは異なり、找貼(という簡便な方法)により所有権取得が可能であることが示されている。しかし、起草過程において繰り広げられた典の性質についての一連の議論は明確な定義に至らないまま終息し、立法理由においても曖昧な表現にとどまらざるをえなかった。

1945年10月25日以降、中華民国民法は台湾に施行され、日本統治期において不動産質に読替えられた典は、再びその処遇について疑義が生ずることとなる。成立までの経緯もあり、日本民法と類似した外観を呈していた中華民国民法であったが、既述のように、典権の規定のみが残されており、不動産質権の規定は削除されていたからである。

(2) 「不動産質」から「典権」へ

日本統治後期において、不動産質権への転化が図られた典権は、1945年10月25日以降、中華民国民法の施行とともに、何ら法的効力を伴わない慣習と化すこととなった。物権法定主義の原則により、日本民法の規定する不動産質権は、中華民国民法の規定する物権には当然には含ま

れ得なかったからである。また日本民法における登記の効力は対抗要件にすぎないのに対し、中華民国民法では登記を効力発生要件としており、物権の設定に登記は不可欠であるため、典権の登記をめぐる実務上も混迷を極めた。

こうした状況に対処するために、まず民国35(1946)年に、行政院の指令より日本民法上の不動産質権及び先取特権は登記を認めないことが示される。民国40(1951)年には、不動産質と典権を区別した上で、臨時登記(臨時典権)としての登記が可能となるが、民国45(1956)年に、一転して、日本統治時代の典権に不動産質権の規定を適用するものとし、存続期間である10年を経過した後に当該権利は消滅するという見解が示され、その後長く踏襲された。民国78(1989)年及び民国79(1990)年に至り、内政部は従前の典権に関する行政機関の見解をようやく修正し、「典権登記法令補充規定」を制定したが、これにより、1951年以降の臨時登記をめぐる混乱状態には一応の決着がつけられた²⁶⁾。

(3) 典権の性質をめぐる議論

現行の台湾民法中の典権の章(第八章)は、立法時より、担保物権である質権(第七章)の後、留置権(第九章)の前に置かれており、通説である用益物権に連結されていないのが現状である(第三章地上権、第四章之一農育権、第五章不動産役権)。このことから、立法当時、典権を担保物権として位置付ける意図が働いていたとする見解もある²⁷⁾。しかし一方で、台湾における民法、物権法の権威である王澤鑑、謝在全教授の著書においては、用益物権と担保物権の間に典権の章が置かれている点、後述するように、近時の物権法改正の際には、用益物権として扱われている点からも、あくまでも通説に従い用益物権として位置づけようとする意図も感じられる²⁸⁾。

現行法における典権とは、典価を支払って他

者の不動産を使用、収益し、出典者が回贖しない場合に、典権者が当該不動産を取得する権利とされる(民法第911条)。典権の存続期間は、30年を超えて約定することができず(第912条)、約定典期が15年未満の場合には、絶売(所有権の移転)条項を付すことができない(第913条①)。期限の定めのある典権の場合、出典者は、期限到来後に、原典価を支払い典物を回贖することができる。但し、典限到来後2年を経過しても回贖をしない場合は、典権者は当該不動産の所有権を取得する。(第923条①②)期限の定めのない典権は、随時回贖が可能であるが、出典者が30年を経過しても回贖しない場合には、やはり典権者に所有権が移転する(第924条)。すなわち、「典価の支払いによる他人の不動産の使用、収益」、「出典者による典物の回贖」、「典権者による典物所有権の取得」の三者から構成される用益物権であるとされる²⁹⁾。その他、出典者が典期中において、典物の所有権を典権者に譲渡することを意思表示した場合、典権者は典物の時価と原典価の差額を支払い、所有権を取得することができる「找貼」が認められている(第926条)。現行法は、找貼を典権者の権利とするが、慣習上はむしろ出典者が行うことが多かった。ただし、找貼は、契約によるものなので、当事者の意思により内容決定が可能とされる。出典者が典物を譲渡するときは、典権者は優先的に所有権を取得する留買権を有する。以上が、主な内容である。

典の性質をめぐる学説は、現在においても、①用益物権説(通説)、②担保物権説、③用益物権と担保物権の性質を併せ持つ特殊物権説、④売買契約説(買戻約款付売買契約、売買契約と消費貸借の混合契約説の二説)などが併存している³⁰⁾。これらの諸説は、日本統治時代、満州国民法制定時、中華民国民法制定時の典をめぐる論争において展開されたものと重なる部分も多い。

現在の通説は用益物権説であるが、代表的な物権法の教科書において、慣習としての典には當・質といった担保機能も元来含まれており、現行民法における典権は、法制史上における狭義の典の性質を立法化したものであること、用益物権説を採る理由としては、中華国民民法における911条の立法理由にも不動産質とは異なることが明言されていることなどが述べられている³¹⁾。

しかし、1966年の大法官解釈³²⁾ 第119号において、抵当権設定後に出典された典物につき、競売実行による典物の代価が抵当債権額に満たない場合、当該典権の負担を除去して再度競売をし、抵当債権に充当後なお残額があるときには、典権者は支払った典価について優先弁済権を有するものとされ、「第二順位の抵当債権」と同様の効力が典権に認められるに至る³³⁾。典権の内含する担保物権的性質がここにおいて顕在化することとなった。

以上のように、典の性質については、近代民法の概念では典の本質を捉えきれず、戦前・戦後を通じて活発な議論が交わされてきた。ただし、典権に対する固有法としての一定の評価とは逆に社会的な需要は低迷した状態が続いている。2010年の典権規定改正の際に、こうした状況を踏まえて、いかなる方向性が打ち出されたかを、次に概観するものとする。

4. 2010年物権法改正と典権

(1) 典権規定改正の概要

1929年公布、1930年に施行された中華国民民法であるが、2007年の担保物権、2009年の総則及び所有権、2010年の占有及び用益物権の改正を経て、80年ぶりの全面改正をすでに終えている。典権の章も、2010年の改正時に、旧条文17条(911-927条)のうち削除1、新設された条文4、改正条文10と、その内容につき、多くの修正が行われている。財の帰属秩序としての物権

法の改正はまた、「典権の現代化」においても大きな意義を付与するものでもあろう³⁴⁾。

典権に関する主な改正点としては、①典の定義の修正、②用益性の強化(地上権規定の準用)、③典権の一体性(設定、処分、回贖における)の強化、④絶賣条項と回贖の関係の明確化、⑤回贖時の典価減額方式の修正、⑥典権者の留買権の物権化などが含まれており、典権の根幹に関わる内容も含まれている。

④に関して、約定典期が15年を超える典権で、絶賣条項が付されている場合、出典者が典限の到来後に回贖しないときは、典権者が典物の所有権を当然に取得するか否かで学説は分かれていたが、今回の改正では、絶賣条項は物権変動を内容とする物権行為を示すものとされた。従来、回贖権行使の可否は出典者のみが決定できる形成権とされてきたが、今回の改正により、典権者と出典者の立場が逆転している。典権者の留買権も、債権的権利から物権的権利に強化された。

全体としては、地上権規定の準用に象徴されるように用益性の強化や土地と建物の一体性の強化が図られ、用益的性質が強調される一方で、絶賣条項の期限到来後の権利移転機能が強化されるなど、担保機能面の強化も図られている。このような改正内容を評して、典権は担保物権か用益物権かという二律背反の権利ではなく、「用益物権を包含した」第三類型の物権としての方向に向かうものとする見解も見られる³⁵⁾。

また関連する改正内容として、2007年の担保物権各章の改正の際に、これまで禁止されていた流質契約が解禁されたことで、質権と典との大きな相違点が解消される結果となったことがあげられよう。

(2) 典権の存廃をめぐる議論

改正内容も多岐にわたり、典権の現代化が図られる一方で、典権が存亡の危機に直面してい

る事実は依然として存在する。2010年の改正の際には、所有者と使用者とに隔絶され、農地の合理的な利用に影響を及ぼしかねないこと、実務上も永佃権の設定は極めて少ないことを理由に削除され、農育権として生まれ変わった永佃権とは対照的に、典権自体は、永佃権以上に使用頻度が少ないにもかかわらず、かろうじてその命脈を保っている。

典権存続を支持する根拠としては、①件数こそ少ないが、先祖伝来の祭祀公業用の土地を売却するのは憚られるため典権の設定を行う事例が最近でも見られること、②物権法定主義の原則がある以上、一度削除してしまうと、新たな設定は不可能となること、③典の存続の可否については、社会が決定することであって、我々（法学者？）が決めることではない、④他の用益目的の権利と比しても、用益的機能において典権に勝るものはない、（例えば、地上権は建物の建築など用途が制限されるし、賃借権は20年以下と契約期間が短期間であり、抵当権は用益的機能を備えていないなど）、⑤買戻約款付売買は債権契約である点で、あくまでも物権である典権とは区別されるべきである、などが主張されている³⁶⁾。

典権を削除すべきとする根拠としては、①農耕社会期の産物であり、現代社会における存在意義を失っていること、②永佃権が削除されたこと、③物権法定主義の下、使用頻度の低い典権を物権とすることは、物権立法資源の浪費であること、④用益的機能は、賃借権・地上権に、担保的機能は抵当権に、回贖については買戻しの制度により代替可能であること、また信託登記によるオーダーメイドの権利設定や譲渡担保によっても代替可能であること、などが挙げられている³⁷⁾。

5. 結論に代えて

以上概観してきたように、過去においても、

また現代においても、これまでの財貨秩序によっては典の有する多元的な要素を必ずしも把握できずに現在に至っている。

その原因としては、典をめぐる議論の中で、終始取り上げられてきた二つの要素、用益物権的側面と担保物権的側面との衝突によるところが大きいものと思われる。なぜなら、用益物権の内容とは、基本的に当事者の合意によって決定されるべきものであるのに対して、担保物権においては、暴利行為防止のために内容規制の必要性があることから、定型化が模索されがちであり、両者の特性を合わせもつ典権は、常にその矛盾を内包しているからである。用益物権としての位置づけをより顕在化しつつも、一貫して、担保的側面の強化に注意が払われてきた経緯には、典のもつ内在的矛盾との葛藤が提示されている。

一方で、近年みられる財産管理の多様化は、財の秩序を構築する上でも看過できない要素であるが、古典的な静態的管理に代えて動態的管理への評価が高まる中、典のもつ複合的で合意による自由を内包した要素は、現代化の可能性を大いに秘めているようにも思われる。

一種の売渡担保（台湾における消費貸借と買戻特約付売買契約の混合契約説に近い）に相当する典権は、日本統治期初期においては、その多くが抵当権や売買に代替され、戦後の現行台湾民法の典権規定において担保的機能が強化される中、新たな生存の道を模索しているかのようにもみえる。典の二元的側面については、典権規定改正の際にも指摘されているが、もし典のもつ融通無碍な意思自治の側面が可動性を失ったことが、衰退要因の一端であるとの仮定が可能であるならば、今一度典本来の意思自治の側面を再考することが、典権のさらなる現代化につながるのではないかと思われる。

おわりに

中国における伝統的な慣習法でもある典権は、現在は台湾のみで存続している。日本時代においては、当初は典「権」として、後半は不動産質権として、いずれも物権的権利として認められていた。大清明律第二次草案の起草の際には、典権に代えて不動産質の明文規定が置かれたが、現行の台湾民法典でもある中華民法典には、最終的に不動産質ではなく、典権が規定される結果となった。

時代が下り、台湾の直近の物権法改正では、典権よりむしろ使用頻度の少ない永佃権が削除され、典権はなおその命脈を維持している。伝統的な慣習法に対する台湾の態度とは対照的に、2007年の中国物権法では、草案段階で明文規定が置かれた典権は、最終的に削除されるに至った。

以上の事実にはまた慣習に対する両国の立ち位置の相違が反映されているという見方も可能であろう。近年指摘されることの多い物権法定主義の役割の低下と個人の意思の役割の拡大は、慣習に対する認識にも少なからぬ影響を与えていよう。台湾における典権廃止論者の主張する、典権に代替する権利の態様としての信託への言及も、あながちこれらの傾向と無縁ではなからう。

* 本稿執筆に際しては、鳥谷部茂「買戻規定の強行法規制・任意法制」、稲田和也「権利移転型不動産担保の現代的意義について～日中台における担保制度の比較からの予備的研究～」(2012年12月22日日本土地法学会中四国支部研究会)の両報告から、大いに啓発を受けた。ここに格別の謝意を表したい。

注

- 1) 台湾の民法物権編は、台湾遷移以前の中華民国において、1929(民国18)年11月30日に公布、1930年5月5日に施行された。中華民国の台湾遷移後、中華民国による台湾統治下において1945年10月25日より台湾において施行され、現在に至

ている。近年、台湾の民法学者の中には、この中華民法典をして「台湾民法」と称する者もあり、基本的に両者は同じものを指す。

- 2) 例えば、劉恆斌『台湾法律史国家法律体系対民間習慣規範之介入—以台湾「典」規範之變遷為例—』(国立台湾大学法律学研究所碩士論文、1996)、吳珮君「中華民國民法典における典権概念の推移—伝統的法慣習の近代法的理解」(法学政治学論究 8号、1991)、陳榮隆「百年來典権之滄桑及未來展望」(『台湾法制一百年論文集』所収、1996)546-584頁、西英昭「『台湾私法』の成立過程」(九州大学出版会、2009)175-242頁など。
- 3) 但し、前掲注の吳論文に対する論評に見られるように、後の中華民國民法において「法定」される「典権」と伝統的な典を連続したものとして捉えること自体の妥当性については、疑問が残らないわけではない。本稿においては、典を典権として理解しえない限界を意識した上で、現行法中の典権に内在する伝統的な典の要素を復元することをあえて試みるものとする。以上、寺田浩明(書評—吳珮君「中華民國民法典における典権概念の推移—伝統的法慣習の近代法的理解」法学政治学論究 8号、1991)法制史研究 第42号(1992)307-312頁を参照。
- 4) 寺田浩明「清代中期の典規制にみえる期限の意味について」(『東洋法史の探求—島田正郎博士頌壽記念論集—』汲古書院、1987)339-334頁より引用。
- 5) 寺田浩明「中国近世における自然の領有」(『シリーズ・世界史への問い』第1巻「歴史における自然」岩波書店、1989)204-205頁より引用。
- 6) 例えば、張富美「清代典田宅律令之演變與台湾不動産交易之找價」『台湾歴史的な土地問題』中央研究院台湾史田野研究室(1992)、鄭宏基「從契字看台湾法律史上有關土地賣的法規範」国立台湾大学法律学研究所碩士論文(1998)などにその一端が示されている。
- 7) 浅野豊美『帝國日本の植民地法制』名古屋大学出版会(2008)25頁を参照。
- 8) 日本統治期における「旧慣」の含意については、西、前掲書、243頁以下を参照されたい。
- 9) 臨時台湾旧慣調査会編『台湾私法 第一巻上』(1910)(但し、台湾・南天書局による復刻版(1995)による)651-652頁。
- 10) 議論の過程については、西、前掲書、175-242頁に詳細に記されている。
- 11) 『滿鉄旧慣調査報告書・後編第一巻 典の慣習』(1914-16)では、典権を受益物権とする見解が採られた。また「關東州土地制度梗概」(1917)において、典権を買戻約款付所有権とする意見が発表されたことを契機として、その是非をめぐる一大論争が巻き起こった。しかし最終的には、1922(大正11)年勅令第一七八号「關東州裁判事務取扱令中改正ノ件」附則により、典権を不動産質権と

- みなすとする規定がおかれる。一連の議論に決着を迎えた。以上、西、前掲書、199-205頁、吳珮君『中華民國民法における典権概念の推移—伝統的法慣習の近代法的理解』法学政治学論究第8号(1991)214-217頁を参照。
- 12) 劉、前掲書、71頁。
- 13) 当時の議論については、西、前掲書、233-234頁を参照。
- 14) 山田示元「典権は純然たる担保物権にあらざる乎」法院月報第3巻第9号 明治42年 212頁。崎元武兵衛「典権に就て」法院月報第3巻第11号 明治42年 271頁以下。
- 15) 「登記公証事務に関する台北地方法院判官協議決議筆記」台法月報 第6号 明治38年 63頁
- 16) 一例を挙げれば、台法月報(明治38年9月)の登記公証事務質疑解答筆記中解答者の早川覆審法院判官は、「一度典胎の目的として登記しある土地を更に胎権の目的となし登記をなすことを得るや」という問いに対して、「台湾においては内地の如く同一の土地に付二番、三番の担保を認めざるが故に一度典或は胎に入れし土地は更に再び之を胎の目的とすることを得」ないため「二番、三番の胎権設定の申請は却下すべし」と答えている。台法月報第4号 明治38年 35頁15。しかし二ヶ月後、台法月報に掲載された「登記公証事務に関する台北地方法院判官協議決議筆記」(台法月報6号 明治38年 63頁)では、「一度胎権の目的として登記しある土地を更に胎権の目的として登記をなすことを得るや/決議 一度胎権の目的として登記したる土地を更に胎権の目的として登記するも毫も実害を債権者に及ぶことなきを以て登記官吏は当時者の申請ありたるときは登記法の規定に基き登記することを得べし」とされ、二番胎権設定が事実上許されるようになった。当時の混乱ぶりを示すエピソードの一例といえよう。
- 17) 山田示元「旧慣立法に就いて」台法月報第9巻第5号 大正4年 92頁。
- 18) 『台法月報』第2巻第4号(明治29年)115頁。
- 19) 法院月報 第3号第7巻 明治42年 149頁
- 20) 台法月報 第5巻第3号 明治44年 96頁
- 21) 法院月報 第1巻第5号 明治40年 76頁。
- 22) 劉恆奴『台湾法律史上国家法律体系対民間習慣規範之介入』国立台湾大学法律学研究所碩士論文 1996年 89頁。
- 23) 台湾における典の歴史的経緯については、劉、前掲書において詳細に述べられている。
- 24) 吳、前掲論文、217-218頁。同論文には、その理由として、典における絶賣の制度と相容れないことが考慮されたことが挙げられている。
- 25) 吳、前掲書、218-225頁。
- 26) 劉、前掲書、92頁以下、陳榮隆「百年来典権之滄桑及未来展望」(『台湾法制—百年論文集』所収、1996)554頁以下を参照。
- 27) 例えば、朱、前掲論文など。
- 28) 寥蕙玟「典権修正之評釋」(月旦法學雜誌 No. 180, 2010)49頁。
- 29) 王澤鑑『民法物権』(2010)436頁。
- 30) 謝在全『民法物権論(中)』(新學林出版、2009)232-235頁。
- 31) 謝、前掲書、235頁。
- 32) 大法官會議とは、司法院に設置された憲法解釈、法令の統一解釈、違憲政党の解散等を職務とする機関である。憲法の解釈権、特に法令の違憲審査権は司法院大法官に専属する職権である。大法官は、総統の指名により立法院の同意を経て任命される。大法官の職権等については、http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/japan/p01_05.aspを参照されたい。
- 33) 朱柏松「典権關係中之回贖・別賣與留買權」月旦法學雜誌 No. 108 (2004)173頁。
- 34) 陳榮傳「典権新法析論與存廢評估」(月旦民商法第28期、2010年)76頁。
- 35) 陳榮傳、前掲論文、77頁。
- 36) 陳榮隆、前掲書、587頁。
- 37) 陳榮隆、前掲書、587頁。典は、財産的利益の創造という終局目的においては信託と大差はないとしながらも、理論構成上及び実質的な操作機制においては似て非なるものであるとする意見もある。朱柏松「論典権人之典物處分權」財産法暨經濟法第15期(2008)20-21頁を参照。

参 考 文 献

(中国語文献)

- 陳榮隆「百年来典権之滄桑及未来展望」(『台湾法制—百年論文集』所収)(1996)
- 陳榮傳「典権新法析論與存廢評估」月旦民商法第28期(2010)
- 陳榮宗「典権與外國不動産質権之比較研究」法學叢刊第90期(1978)
- 陳櫻琴他『中国大陸新物権法簡析』五南出版社(2008)
- 程才芳「流抵及流質契約之解禁」台湾法學134期(2009)
- 戴東雄教授六秩華誕祝壽論文集『固有法制與当代民法学』三民書局(1997)
- 黄源盛『法律継受與近代中国法』元照出版(2007)
- 侯木仲「略論日據時期之『不動産質権』與我國民民法之典権性質絶不相同並錄介最高法院有關民事判決」(『土地事務月刊』46期)
- 寥蕙玟「典権修正之評釋」月旦法學雜誌 No. 180(2010)
- 劉恆奴『台湾法律史国家法律体系対民間習慣規範之介入—以台湾「典」規範之變遷為例—』国立台湾大学法律学研究所碩士論文(1996)
- 吳從周「論習慣法作為民法的法源」東アジア法哲学年会(2012.03.17台湾・国立政治大学)
- 謝在全「物権法新紀元—物権編通則及所有権之修正」

- 〔台湾法学雑誌〕台湾本土法学雑誌有限公司、122期、2009年)
- 謝在全『民法物權論』(上)・(中)・(下)(新學林出版、2009年)
- 謝哲勝『中国民法』新學林出版(2007)
- 謝振民『中華民國立法史』(下)中国政法大学出版(2000)
- 徐美貞『民法概要』(五南出版、2011年)
- 張富美「清代典田宅律令之演變與台湾不動產交易之找價」(『台湾歴史上的土地問題』中央研究院台湾史田野研究室、1992)
- 鄭宏基『從契字看台湾法律史上有關土地賣的法規範』国立台湾大学法律學研究所碩士論文(1998)
- 朱柏松「典權關係中之回贖・別賣與留買權」月旦法學雜誌 No. 108(2004) 珠
- 朱柏松「論典權人之典物處分權」財產法暨經濟法第15期(2008)
- 王泰升『台湾法律史概論(第三版)』元照出版(2009)
- 王泰升『台湾日治時期的法律改革』聯經出版(1999)
- 王泰升『台湾法律史概論』(元照出版、2009)
- 王泰升『具有歷史思維的法學』元照出版(2010)
- 王泰升『具有歷史思維的法學』元照出版(2010)
- 王澤鑑『民法物權』(2010) 自刊
- (日本語文献)
- 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』名古屋大学出版社(2008)
- 大村敦志『日韓比較民法序説』有斐閣(2010)
- 大村敦志他「現代フランス私法の焦点」『ジュリスト』No. 1426、2011年
- 金山直樹「所有権—歴史のおよび比較法的視角から 比較法的視角から」(日仏物権法セミナー(第1回) 21世紀における所有権と財産)『法律時報』83号 8号、2011年
- 金山直樹他「日仏物権法セミナー第2回 21世紀における物権法の改正に向けて」(片山直也「財産の管理—信託、用益権および委任」、平野裕之「財の法、担保法における個人の意思」、吉田克己「21世紀の『財の法』構築に向けて」)『法律時報』No. 11、2012年
- 吳 珮君「中華民國民法典における典權概念の推移—傳統的慣習の近代法的理解」法学政治学論究 8号(1991)
- 島田正郎「清末における民・商律草案の編纂について—本学諸先学の業績を偲んで—」法律論叢 第34巻第6号(1961)
- 鈴木 賢「比較法学の視覚から見た台湾法の特殊な位置づけ」新世代法政策学研究 Vol. 18(2012)
- 其 木提(宇田川幸則=林美鳳訳)「中国の典權制度についての一考察」法政論叢215号(2006)
- 陳 自強(黄淨愉、鈴木 賢訳)「台湾民法の百年：財産法の改正を中心として」北大法学論集61(3)(2010)
- 陳 自強「台湾民法に対する日本民法の影響」流経法学11巻1号(2011)
- 寺田浩明「清代中期の典規制にみえる期限の意味について」『東洋法史の探求—島田正郎博士頌壽記念論集—』汲古書院(1987)
- 寺田浩明「中国近世における自然の領有」『シリーズ世界史への問い 第1巻/歴史における自然』岩波書店(1989)
- 寺田浩明(書評—吳珮君「中華民國民法典における典權概念の推移—傳統的慣習の近代法的理解」法学政治学論究 第8号、1991年)『法制史研究』第42号(1992)
- 西 英昭『「台湾私法」の成立過程』九州大学出版会(2009)
- 平野裕之「所有権の現代的態様 共同所有権」(日仏物権法セミナー(第1回) 21世紀における所有権と財産—日仏比較研究)『法律時報』83号 8号、2011年
- 水林 彪編『東アジア法研究の現状と将来』国際書院(2009) [宇野重文「日本近代家族法史を中心とした『法の継受と創造』に関する研究史」、林真貴子「日本における『法の継受』に関する理論的研究の検討」、姚輝「中国の傳統的法文化と欧米(日本)民法の影響」]
- 山野日章夫「新しい土地利用権体系の構想」(第I部第4章)／詹森林「台湾における民法典の制定」(第III部第17章)(加藤雅信『民法典改正と世界の民法典』信山社、2009年所収)
- 臨時台湾調査会編『台湾私法』(1910) [復刻版は南天書局(1995)]
- 我妻 榮・川島武宜『中華民國民法』物權(上) 中華民國法制研究会(1941)